

市税条例による控除対象寄附金の指定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市市税条例施行細則（以下「施行細則」という。）第4条の3第2項に基づき、認定寄附金（同条第1項に規定する認定を受けた寄附金をいう。以下同じ。）の指定の申請がなされた寄附金について、指定の適否に係る基準及び指定の手続等に関して必要な事項を定める。

(認定寄附金の指定の基準)

第2条 認定寄附金は、施行細則第4条の3第2項の規定に基づき指定の申請がなされた寄附金のうち、次の各号に該当するものを市長が指定するものとする。

- (1) 寄附金を充当する予定の事業が本市の区域内の地域の公益の増進に資すること。
- (2) 寄附を奨励することの必要性が認められること。
- (3) 本市と寄附金による当該地域の受益との対応関係が認められること。

(認定寄附金の適否に関する判断の視点)

第3条 認定寄附金の指定の申請がなされた寄附金について、前条各号に照らし、認定寄附金としての適否を判断する視点は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定めるものとする。

寄附金受領者の活動目的	積極的に不特定多数の利益の実現を図るものか。
寄附金受領者の活動区域	寄附金受領者の所在地や活動地域が本市の区域内であるか。
寄附金受領者による事業	広く市民の福祉の増進、本市の政策目的の実現に寄与する事業であるか。
寄附金受領者による事業の受益者の範囲	受益者が特定の範囲の者に限定されていないか。
不正行為等の有無	重大な法令違反、不正行為、公益に反する事実等がないか。

(認定寄附金の適否を判断するための資料)

第4条 認定寄附金の適否は、寄附金の受領者が行う当該寄附金が充当される業務や財務等に関する次の資料に基づき判断するものとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約等
- (2) 登記事項証明書、役員名簿
- (3) 事業報告書、事業計画書
- (4) 収支計算書、収支予算書
- (5) 所得税の寄附金控除の適用対象であることが確認できる書類その他必要と認める資料

(認定寄附金の指定の通知)

第5条 市長は、認定寄附金の指定を行う場合には、その旨を当該指定の申請を行ったものに通知するものとする。また、認定寄附金の指定を行わない場合も同様とする。

(認定申請書の記載事項の変更の報告)

第 6 条 認定寄附金の指定の申請を行ったものは、認定申請書の提出後、その記載事項に変更（事業の廃止等を含む。）が生じた場合においては、様式第 1 号による記載事項変更届を作成し、市長に提出しなければならない。

(認定寄附金に係る報告書の提出)

第 7 条 認定寄附金を受領したものは、事業の実施状況その他必要な事項について、様式第 2 号による認定寄附金に係る報告書を作成し、次に掲げる書類を添えて、当該寄附金を受領した日の属する事業年度又は連結事業年度の終了後 3 月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 寄附金を充当して行った事業に係る事業報告書
- (2) 寄附金を充当して行った事業に係る収支計算書
- (3) その他必要と認める資料

(認定寄附金の指定の取消し)

第 8 条 市長は、認定寄附金の指定を行った後に、当該寄附金について次に掲げる事情が生じた場合には、認定寄附金の指定を取り消すものとする。

- (1) 所得税の寄附金控除の適用対象でなくなった場合
- (2) 第 3 条の規定に照らして市民の福祉の増進に寄与するものでないことが判明した場合
- (3) その他寄附金を受領したものが重大な法令違反など公益に反する行為を行った場合

2 市長は、前項の規定により認定寄附金の指定を取り消したときは、その旨を告示するとともに、文書により当該指定の申請を行ったものに通知するものとする。

(寄附者名簿の作成)

第 9 条 本市に住所を有する個人から認定寄附金を受領したものは、様式第 3 号による寄附者名簿（寄附者の住所、氏名、寄附金額及び寄附金を受領した年月日の一覧。以下「寄附者名簿」という。）を暦年ごとに作成し、備え付けなければならない。

2 認定寄附金を受領したものは、市長から寄附者名簿の確認又は提出を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 認定寄附金を受領したものは、寄附者名簿を 7 年間保存しなければならない。

(手続の細目)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、認定寄附金の指定に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 20 年 11 月 28 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 23 日から実施する。